

# 北本市空き家等改修補助金 交付申請書の添付書類チェックリスト

(着工前に提出します)

添付書類		確認欄	備考
全員提出	①一年以上空き家等であることが分かる書類		電気やガス、水道の休止・閉栓が分かる書類（水道使用中止証明書等） ※桶川北本水道企業団の給水区域の場合は「水道使用量の確認に関する同意書」でも可
	②市税の完納証明書		申請受付から30日以内に取得したもの。 市役所1階税務課で取得できます。
	③建物登記事項証明書 (所有者が複数人いる場合、共有者の同意書が必要)		「さいたま地方法務局鴻巣出張所」で取得できます。 ☎：048-541-2370
	④見積書等のコピー (地震対策をする場合はその内容が分かるものを含む)		工種ごとの内訳が分かるものを提出して下さい。
	⑤着工前の現場写真		見積書に記載されている場所を撮影してください。 (工事完了後に、同じアングルの写真を撮影・提出します。)
該当者のみ提出	市外居住者	居住地の市区町村税の完納証明書	申請受付から30日以内に取得したもの
	所有者が複数人いる場合	共有者の同意書	※
	所有者以外が居住する場合	空き家等の所有者の同意書	※
		申請者の住民票の写し	申請受付から30日以内に取得したもの。 市役所1階市民課で取得できます。
	建物を高齢者等の憩いの場、子ども食堂等にリフォームする場合	事業計画書	※
	転入、中学生以下の子、夫婦39歳以下のいずれかの加算を受ける場合	世帯全員の住民票の写し	申請受付から30日以内に取得した、補助対象住宅に異動済みのもの
		※住民票をまだ異動していない場合、「入居予定の家族構成申告書」を提出し、完了報告の際に住民票を提出してください。	
	別居している親世帯・子世帯が今回の工事をきっかけに同居し、補助限度額の加算を受ける場合	親世帯・子世帯との関係を証明できる戸籍謄本の写し	申請受付から30日以内に取得したもの
		申請者と親世帯又は子世帯の世帯全員の住民票の写し	申請受付から30日以内に取得した、補助対象住宅に異動済みのもの
※住民票をまだ異動していない場合、「入居予定の親世帯・子世帯の家族構成申告書」を提出し、完了報告の際に異動済みの住民票を提出してください。			
昭和56年5月31日以前の建築確認で建築された建物の場合	地震対策をしたことを証せる書類		詳細については窓口や電話にてご相談ください。
委任状			申請者以外が申請の手続きをする場合は提出して下さい。(任意書式)

※書式が決まっています。北本市HPからDLするか、下記担当窓口でお渡しいたします。

■その他不明な点等あれば、下記担当窓口にご相談ください。

担当窓口  
建築開発課 営繕・住宅担当  
☎：048-594-5574